

國立公園に對するC.A.リツチー覺書

1948年11月18日

厚生大臣官房國立公園部

聯合軍總司令部公衆衛生福祉局

1949年 2月 9日

覺 書

宛 先 日本國政府厚生省

件 名 日本國立公園に関する合衆國內務省國立公園局チャール
ス・A・リッヂー報告傳達の件

- 一、本覺書を以て 1949年 1月11日附合衆國國立公園局チャールス・A・リッ
ヂー報告書「1948年 4月より10月に至る日本國立公園に関する検討」の寫
二部を厚生省公衆衛生局長並びに國立公園部長に手交することを確認す
る。
- 二、本報告書は日本における國立公園に対する維持管理、整備につき厚生省
主管係官の使用に供し、今後の行政指針たらしめる目的を有する。

局 長

軍医准將 クロフオード・F・サムス

合衆國內務省國立公園局

1948年11月18日

ワシントン・25, D. C.

覺 書

宛 先 総司令部民間情報局長

發信人 訪日國立公園顧問 チャールス・A・リッチー

件 名 調査報告

I 序 論

- A. 東京に到着して、余の任務を遂行するために作成準備された情報資料が極めて貧弱であることを発見したが、これは総司令部当局の職員が國立公園の管理、保護及び開発について十分な認識を持たなかつたことに起因すると思料される。
- B. 民間情報教育局美術及紀念物課（國立公園に関する事項を取扱つていた）と同局宗教課とを合併して宗教文化資源課を設立するため、又余の任務開始直後美術顧問の異動があつたため、総司令部内において國立公園に関する事務の一貫性を欠く憾があつた。又美術顧問補佐は賜暇中で余の任務終了の直前まで歸任しなかつた。
- C. 關係総司令部当局の所持する書類中、國立公園に関する書簡及び報告を綿密に検討したが、日本における國立公園の性格及びその管理、開発、現況等について殆んど得るところがなかつた。
- D. しかしそれも無理でない。日本の國立公園行政は戦時中完全に停止され、厚生省内の一係として小規模な機構が維持されていたばかりであつた。係員の一部は以前の國立公園關係職員であつたが、直接に公園の管

理に当る現地機関をもたず、その所持する過去十年間の資料は極度に貧弱なものであつた。

- E. 現状においては経験に富んだ少数の職員をもつてしては、日本の國立公園を分析し全面的に計画を検討するのにすくなくとも二ケ年の日数を要し、余の就任期間中に行い得ることは、單なる準備的研究を出ない状態であり、従つて現状を明らかにするためには國立公園の实地踏査を実施することが絶対に必要であることは明瞭であつた。
- F. 國立公園の日本國民に対する文化的經濟的な重要性を理解するためには、日本國民が如何にそれを利用したか、彼等に対してその意義及び價值がどうであるか、又村、町、市、縣及び都における國立公園以外の一連の公園及び休養施設を評價すると共に、國立公園がこの國の文化及び休養に関する計画に如何に適合しているかを明らかにする必要があることも明瞭であつた。
- G. 温泉浴の國民的慣習及びその高度の利用性に鑑み、保養地、温泉地及びその休養施設（保養地と温泉地とは日本では殆んど同義に用いられている）について理解することが必要であつた。
- H. 鉄道、航空路（國際及び國內）、國道、府縣道、航路（國際及び沿岸）及び歩道等の日本全國に亘る回遊旅行路はすべて、日本における國立公園の利用に重要な關係をもつもので、計画の研究に際してはこれら一連の施設を完全に理解することが緊要であつた。
- I. 滞日中、國立公園の利用に供せられる多くの優秀なホテルは、總司令部によつて進駐軍用に充てられ、その他のホテル、旅館及びそれに関連する休養施設は大部分連合國人の立入を禁止されていた。必要な場合は後者の施設を利用する手続を總司令部がとつてくれたのであるが、かかる事情により日本人による國立公園の利用及び運営という立場からの公園

の利用を分析するのに極めて困難を感じた。

Ⅱ. 調 査 状 況

A. 下記期間中は東京の民間情報教育局宗教文化資源課において執務した。

4月28日（東京着）、5月12日、5月14日—29日、6月16日—21日、
7月4日—10日、7月23日—29日、7月31日—8月11日（東京発）

残余の就任期間は既設及び指定申請中の国立公園地域の实地調査にあてた。（旅程表参照）

1. 東京においては1931年3月31日法律第36号国立公園法及び全施行令、施行規則の検討をした。又その修正、追加に関しては厚生省国立公園顧問田村博士及び国立公園関係官と共に検討した。更に特定の修正については関係総司令部当局と共に討議した。
2. 厚生省の国立公園行政及び機構については、その責任、職員、機構、職能、予算、計画機関等と共に検討し、又厚生省の国立公園機構と個々の国立公園地域の運営、保護、開発及び利用との関係についても分析を行つた。

3. 討議の対象

- a. 国立公園関係予算に関しては厚生、大蔵兩省代表
- b. 国立公園義務に関する相互関係、数省にまたがる事務分担に関する法案及び政府の機構改革に関する法案の規定等の事項については公衆衛生福祉局、天然資源局、民政局及び厚生省の代表
- c. 国立公園計画を促進し具体化するために国立公園中央委員会、東京地方の建築家、造園家、関係民間諸団体及び日本人新聞記者

B. 次の旅程表は重要な地域の实地踏査の日附を示すものである。实地踏査はすべて予め総司令部の承認を受けた。詳細な問題は軍政部当局と厚生省当局との協力によつて処理された。实地踏査には、可能な場合は厚生省、民間情報教育局及び軍政部の関係官が同行した。又国立公園及び候補地の实地調査には関係縣知事、副知事、及び関係縣職員並びに当該地域に隣接した市又は大きな町の市長、町長(及びその関係技術員)が随行した。これらの实地踏査に関與する場合の日本側の諸般の手筈は厚生省がこれに当つた。

旅 程 表

5月12日——14日 日光国立公園(CIE、美術顧問リー博士及びブラマー教授同行)

5月29日——31日 京都奈良及びその近郊

6月2日 松島(国立公園候補地松島金華山の一部)、仙台

6月3、4、5日 十和田国立公園(CIE美術顧問ブラマー教授及びNRS野生生物課長オースティン博士同行)

6月6日——15日 北海道一帯

6月6日 札幌

6月8、9日 阿寒国立公園

6月10、11日 大雪山国立公園

6月12日 登別、昭和新山、洞爺湖(洞爺国立公園候補地の一部)

6月13、14日 支笏、定山溪(洞爺国立公園候補地の一部)、札幌

6月15日 北海道を東京にむけ出発

6月22日 広島、瀬戸内海、宮島(瀬戸内海国立公園拡張候補地)

6月23日——7月1日 九州一帯

6月23日 雲仙国立公園

- 6月24日 雲仙國立公園、天草諸島（國立公園候補地）、本渡
- 6月25、26日 天草諸島、阿蘇國立公園、鹿兒島
- 6月27、28日 櫻島、指宿、霧島國立公園、宮崎
- 6月29日 別府
- 6月30日 耶馬溪、日田（英彦山耶馬溪國立公園候補地）
- 7月 1日 別府、瀬戸内海（國立公園拡張候補地）
- 7月 2日 高松、瀬戸内海（國立公園及び拡張候補地）、赤穂
- 7月 3日 赤穂、瀬戸内海（國立公園及び拡張候補地）友ヶ島、淡輪、大阪
- 7月 4日 東京着
- 7月10日 名古屋、津、伊勢志摩國立公園（伊勢神宮、金剛証寺、朝熊山、二見）
- 7月11日 伊勢志摩國立公園（御木本養殖場、波切）
- 7月12日——14日 二見、木本、吉野熊野國立公園、吉野
- 7月15日 高野山（金剛高野國立公園候補地）、奈良
- 7月16日 生駒山、大阪
- 7月20——21日 松本、上高地（中部山岳國立公園）、上林
- 7月22日——23日 上林、志賀高原、軽井沢、草津（三國山脈國立公園候補地）吾妻溪谷
- 7月29日——30日 富士箱根國立公園、奥湯河原
- 8月13日 東京出発

C. 國立公園は現在全部で13ありうち12の实地踏査を行つたわけであるが（時間の都合で大山國立公園に行くことが出来なかつた）、日本全土に亘つて外人の訪れることのすくない人里はなれた山岳地帯を旅行せねばならなかつた。

1. 今回の旅行によつて殆んど同時期に（2ヶ月半以内に）日本全國にわたつて、最近の土地及び水力の利用状況、林業経営状況及び保護状況等を視察し、これを総合的見地から研究分析することが出来た。

2. 又日本全國の交通状況を視察し、その他の公園、道路公園及び休養施設が殆んど全く欠如していることを直接確かめることが出来た。

D. 現に一般的に行われている土地及び水力の利用（中には適切でないものがある）状況と関連する國立公園計画及び保護の問題については、日本の半分以上の関係縣の係官と共に詳細討議した。

1. これらの協議において國立公園は適切な本來の發展に至るまでは公園地域の保護の重要性を強調すると共に、後に列記する公園に関する基本的な事項も加えて、公園計画の貧困及び不適当な開發が最も有害な要素であることを慎重に解説した。しかし残念なことに通訳が未熟であつたために、多くの場合これらの討議の効果が充分にあげられなかつた。これはC I Eが常に熟練した通訳を提供することが出来ず、実地踏査の期間中及び計画に関する會議において、日本政府側の通訳の利用を余儀なくされたからである。

a. 公園及び休養施設並びに旅行施設等の開發の当面する多種多様の問題に関する計画上の忠告だけでなく、公園の管理、開發、維持、保護及び利用等の殆んどすべての面について日本人は助言や勸告を要望した。

b. 現在当面している諸問題を解決するための計画に関する勸告はしばしば行つた。

c. 公園の計画及び利用開發に関する好例及び悪例は、現地において直に指摘すると共にその改良や変更についても勸告した。

2. あらゆる点より判斷して日本國民は國立公園の適切な保護、發展及び

利用に関し、深い興味を有するものであることが判明した。彼等は農業のための高地林に対するいわゆる林野開墾や縣が中央官庁より指示された其の他の開発計画のような不適当な土地利用によつて優れた風景地や科学的價值のある地域が、全く破壊され失われるのではないかと憂いているようである。明らかに日本政府関係官は公園及び休養に関して如何なる施策をとつたらよいか迷つてゐるようである。彼等は總司令部の指導を求めている。しかし従來は指導を受けることが出来なかつた。屢々注意を惹いたことは、特に保養地及び觀光地において然りであるが、日本の再建期間中公園及びその他の休養施設に関する計画について、継続的に強力な援助を與えることが緊要である点である。

3. これらの討議において次の諸点が明白になつた。

- a. 各國立公園は夫々の自然の特色を生かすために、公園單位に計画 (Master plan) されなければならない。優れた計画は國立公園地域の適切な保護及び利用のため最も重要な要素の一つである。
- b. 統一のある管理運営及び維持は、統一のある計画がなければ望めないものであるが、これは従來日本の國立公園にはみられない点であつた。

E. 米國における基本計画 (Master plan) の完全な情報、指示及び実例、残余の國立公園計画及びその他の公園休養地及び道路公園の施設に関する計画及び情報資料は厚生省國立公園部に提供された。

Ⅲ. 論議及び所見

A. 國立公園運動の沿革

1. 我々の最も民主的な施設の一つである國立公園は1872年 3月 1日の法

律による合衆國のエローストン國立公園の設立が最初である。爾來この思想は合衆國及びその他の多くの國々における現在の強力な國立公園制度が樹立されるまでに發展した。

- a. 國立公園は本質的には原始的又は野生的な性格をもつ廣大な地域であり、それは極めて優れた風景及び自然現象を有するものであるから、國民の利益、享用及び靈感のために、その完全な保護が國家的関心事となつてゐる所である。
 - b. 國立公園は公共の利益のために連邦予算によつて所有され、施設され、管理されている。
2. 合衆國における國立公園局（内務省の一部局）設置の基礎となつた1916年8月25日の法律によつて、國立公園は國民の利用と慰樂のために開闢され、又次代の國民の慰樂のために保護されている。
- a. 保護及び利用上のこの原則は世界中の國立公園に共通した基準となつてゐる。
 - b. 國立公園の指定、開闢及び保護は、極めて分化した業務となり、他の國々は米國の指導を仰いでゐる。この点は日本においても全様である。
 - c. 米國においては國立公園局は國立公園の開闢及び國民の休養という特殊な分野における指導性に鑑み、公園、道路公園及び休養地域の問題について、他の連邦政府機關、州及びその下部行政機構に対して計画その他について助言を與え、これを援助する權限を法的に與えられてゐる。國立公園局は事實各種の下部行政機構に奉仕する目的をもつて、州立公園及び休養地域の計画、保護及び開闢に関してすべての州及び多くの連邦政府機關に援助を與えたのである。
- (1). 日本においても全様の指導を行うことが大いに必要である。日

本には13の国立公園を除いては、國民を対象とする公園、道路公園及び休養施設と稱すべきものがほとんどない現状である。

3. 日本においては国立公園は米國の考え方に基いて生れたものである。

- a. 次の文章は日本国立公園の父と呼ばれる田村博士の文章より引用したものであるが、それは日本における国立公園運動の概要を物語っている。

「1872年3月のエローストン国立公園の設立の直後、米國より歸朝した日本人の先覚者のある者は、日本においても全様の事業を起すことを提唱した。この運動は若干の支持を得たのであるがこの考を具体化するための最初の請願が國會に提出されたのは1912年であった。1921年に再び提出された請願に應えて政府当局（内務省衛生局）は調査を開始し、16の候補地を選び、その実地調査を1年に33箇所について行い1928年に完成した。

「その期間中、余は米國及びヨーロッパの多くの国立公園及び日本のすべての候補地を訪れる機会を得た。政府は計画を具体化する段取になつたので、国立公園調査会を組織し、米國の様式に倣つて政策を樹立した。政府は1931年に国立公園法を制定し、その規定に基いて国立公園委員会を設立した。委員会の勸告によつて12の候補地をとりあげ、1934年から36年に亘つて國民の熱烈な要望と期待の裡に、これら12の国立公園が正式に指定された。

「しかしながら管理制度の不備と予算の制限のため、政府の国立公園事業は、國民の期待に副い得なかつたのである。にも拘らず地方公共団体及び民間人の事業を發展させる上で、大きな貢獻をしたのである。一方国立公園に対する國民の理解は増加し、利用者は1940年には約500萬に達した。うち特に著しいものを挙げれば富士箱

根の170万、瀬戸内海の130万、日光の100万等である。

「当時日本は種々な国内及び国際問題で忙殺されていたのであるが政府は国土計画上の一環として国立公園計画の樹立を進め、1960年頃に完成される予定で、拡張計画を樹立した。日本の予定人口を1億とし、うち2割を公園利用者と算定し、1公園の平均面積を10万ヘクタール（1ヶ年の収容人員100万）とし、日本はこの規模の公園を必要とするという結論に到達し、既設の国立公園を拡張すると共に、新しい公園を若干追加する計画を策定した。この計画の下に新しく選定された地域のうちで、伊勢志摩はその指定条件を整備すると共に、1946年に国立公園の指定を受けた。

「平和が復活し、観光に関する興味が復活してくると共に、政府も民間も国立公園の改善について、再び関心を示すようになった。政府もこの方面の活動を開始し、一時解散した国立公園委員会を復活し、国立公園の管理制度及び諸施設の改善をしようとしている。

「日本の国立公園制度は大体米国の制度に倣ったものであり、これにカナダ及びイタリーの制度を加味したものである。その目的及び特色は国立公園法（昭和6年法律第36号）及び後に日本の国立公園の選定及び指定の基準となつた「国立公園選定標準」に要約されている。これらの特色を略述すれば次の通りである。

a. 日本の国立公園は自然景観を基礎とするものであるが、それに相当の文化景観が混和している。（米国の国立公園の主要な美観を構成している原始的な自然景観は、日本の関西以西においては殆んど存在しない。）

b. 國立公園指定地域は、指定が現在の土地所有状態（國有地5・5%、私有地13%、公有地其の他30・5%）の下で行われたため、不便な私有地を含むものである。これはもし私有地を厳密に除外するならば、完全な景勝地又は休養地はまともでないか、又は破壊されてしまうからである。

c. 日本における國立公園の自然及び風景美の保存はしばしば基礎産業上の要求特に発電、鑛業、林業及び開拓事業等と矛盾する。かかる衝突は公園行政における関係政府当局の未熟練と國民一般の側における充分な道義的支持の欠如のために、公園の保護上不利な結果に終ることが多かつた。

d. 一般民衆による國立公園利用は、從來相当みるべきものがあつたが、宿泊施設が充分でない等の原因のために、大多数の者が日歸客である。

B. 日本の國立公園

1. 日本の國立公園制度を分析することによつて明らかに知り得ることはそれがカナダ及びヨーロッパの制度による多少の変更はあるが、大體において米國の國立公園に倣つたものであるということである。しかし廣大な土地がすべて公園としてのみ利用され、國立公園局の所管になつてゐる米國の制度を、そのまま採用することは日本経済にとつて非常に無理があるので、ある程度の修正が必要であつたことも明らかである。注目すべき事例としては風景的又は科学的な價值のある地域を「特別地域」としてそのままの條件のもとに完全に保護を加える制度である。しかしこれと全様なものである「普通地域」の制度は一公園地域の全体を統合する以外には公園の行政と整備のためには、特別の價值が殆んどあるいは全くないので、公園に相應しい方法で維持す

るという条件で、その資源は完全に利用されている。しかしこれは優れた管理、適切な取締を不可能にし、特に野生動物の蕃殖や保護が殆んど不可能であるから、公園の立場からは感心すべきことではない。

2. 日本のように風景の美に恵まれ、その文化的價値が高く評價されている國において、公衆の休養と慰樂のために適切に保護せられている地域が非常にすくないということは全く驚くべきことである。急速な人口の増加に伴つて——特に過去一世紀間において——この國の風景資源は絶え間のない侵害を受けてきたのである。日本は地方的に見ても國家的に見ても特に休息と氣晴しと休養に対する公共の機会に恵まれていない。實際問題として所謂「改善」に対する地方の人達の意欲は大きなものがあるが、これらの熱心すぎる人達の齎す地方的な圧力はしばしば風景や自然現象を損壞する結果となり、既に國としての計画にも影響を及ぼしているほどである。

3. しかしながら若しある種の濫用を是正し地域管理の方法を中央化の線に沿つて強化し、地域を一般に認められた國立公園の原則に則る基本計画 (Master Plan) によつて整備することができるならば、日本人は始めて文化的、經濟的に見て偉大な潜在的價值をもつ優秀な國立公園制度をもつことになるであろう。このためには現在の國立公園法を強化するための補助法の制定と長期間に亘る日本政府の強力な財政的支持を必要とするであろう。当面の課題は與えられた機会を最大限度まで利用し、戦時中及び戦後に蒙つた風景上及び科学上價值ある資源の損壞を修復するために、巧な計画とともに日本國民の最善の努力と強力な支持を得ることである。

C. 日本における國立公園の意義

1. 日本のような風景の美に恵まれた國において國立公園に適した地域を選択することは至難のことであるが、既に選ばれた13の地域は、この國の粹を代表する顯著な風景及び自然現象を選定したものとして優れた業績である。地域の選定に当つては單に繪画的な風景美を選択するというよりも、この國を形成し、又現在形成しつつある地史的現象が加味されていることは幸である。

a. まづ第一は日本の46縣のうち13縣から見られるという比類のないコニーデの富士山を含む富士箱根國立公園であろう。富士山は眞に日本及び日本の風物を象徴するものである。富士山は現在死火山であるが、九州の阿蘇國立公園には、絶えず活動し屢々噴火する巨大な且莊嚴な火口を有する阿蘇山の世界屈指の火山景観がみられる。これらは日本の大部分と太平洋諸島を形成した造山力を明示するもので、世界的な火山風景をなすものである。小規模の火山は霧島及び阿寒國立公園にあるが、その他大部分の國立公園に温泉が廣範圍に亘つて存在している。

b. 愛すべき瀬戸内海國立公園には、日本諸島の地形構成の縮図を示す多種多様な島嶼や海岸地形がみられ、世界的な美しさをもつた海景を示し、世界に類のない特色をもつ國立公園をうくつている。はるか北方の北海道には美しい火口湖や、多くの小規模な日本風景と比較したら、規模において大陸的な感じのする大風景がみられる。日本アルプス國立公園は本州の脊柱をなし、八千呎以上の峯が約四十ばかり周囲の山岳を抜き、登山家に第一級の休養地を提供し、峨々とした山頂、斷崖、絶壁、深い峡谷、清い流れ等が相寄つて山の樂園を形成している。

c. 公園が我々の興味をひくのは、その風景や地質学的な特色のため

ばかりでなく、北海道大雪山の原始林をはじめ、高地の愛すべき高山植物、海浜によくある植物群落、更に日本を世界屈指の植物國としている其の他の各種の植物群落である。土地や植物について殆んど獨自性をもたない中國や東亞と異り、日本ではそれ等がよく保存されており、保存の必要なものは殆んど國立公園に包含されている。

- d. 日本の古い歴史は多くの貝塚、前史時代² 塚、古い寺院、神社及び古い街道等驚くほどよく保存されているが、國立公園地域内にはこれらの多くのものがあり、伊勢志摩國立公園の伊勢皇大神宮や九州でみた若干の古い山頂の神社は極めて優れている。
- e. ある種の公園は種々な理由で注意に値する。例えば日光國立公園の如きは雄大な山岳風景、高山の湖沼、瀧、高原牧場、老木の中に比類のない配置をみせる豪華な社寺、豊富な各種の植物等で世界の國立公園の中でも優位を占めるものである。

D. 國立公園候補地及び既設國立公園、その他の公園、道路公園、休養地等の拡張候補地

1. 日本旅行中、日本人は國立公園特に新國立公園の指定又は既設國立公園の拡張に対して大きな関心を示した。幾百年も保存されたのであるが、いまや風景價值が破壊にひんしているこの國の優れた風景上及び科学上價值のある地域の保存を日本人は心から希望しているのである。しかし乍ら彼等は迷つてゐる。どうしたら占領期間中にこの目的を達成し得るかを知らないようである。
- a. 請願者又は地元側に尋ねた所によれば、新公園指定の関心は一般に次の順序の三つの理由によるものと思われる。
 - (1). 重要な風景上、科学上價值のある地域がこの上損害を蒙るのを

防止すること

(2). 政府の財政的援助によつて車道、旅館、歩道その他の公共施設の建設を確保すること

(3). この國の現在の經濟狀態を援助するために、觀光旅行によつて外貨を獲得すること

b. ここに掲げた三つのうち最初の理由こそ眞に正当な唯一のものである。ある地域が國立公園となるためには國家的價值がなくてはならない。勿論その他の場合もあるが、國立公園としての資格が高度に維持されればされるほど、これらの地域の國民に対する國家的國際的價值は大きなものとなるはずである。上述したように日本の國立公園は地方的な意義を有するのであるが、この意義は國立公園の決定的な要素ではない。後の二つの理由は、國立公園の指定が國民及び國家に対する金錢上の利益に関するもので、公園の指定を正当化するのに利用されるべきではない。

c. 時間の都合で國立公園指定の請願のある地域を調査する機会を持たなかつたのであるが、二三の國立公園候補地及び既設國立公園の拡張候補地を既設國立公園の實地調査と関連して取急ぎ調査した。その結果特に國立公園として指定するに價する國家的意義のある優れた風景上及び科學上の興味ある地域がまだ日本に残つてゐることが判明した。しかし乍らある場合には保護措置を講じない限り、公園としての價值をまもなく喪失しそうな場合もあつた。

2. 日本人が現在切實に休養の機会を必要としてゐることと、日本の大きな潜在的な産業の一である觀光事業の建設によつて、日本の國立公園が日本經濟の振興という利益を挙げ得るであらうという大きな可能性が了解されることによつて、總司令部は將來の國立公園指定に慎重な

考慮を拂うよう勧告する又國立公園が國民の財産として公共の利益に則して復興され、管理され、維持され、運営され、整備されるために、日本政府が既設の國立公園に適切な財政的援助を與えるように總司令部が激勵することを勧告する。

3. 國立公園の指定又は拡張は個々の眞價に基いて、既設國立公園の経験と訓練をもつ學識経験のある専門家がこれを考慮しなければならない。
 - a. ある地域の自然的特徴が甚大な損害を蒙らんとしており、國立公園法を適用して早急に保護措置を講ずる必要がある場合を除いては、日本政府は厚生省を通じこれらの地域に関する事実を蒐集し、その素質を決定するための調査を開始しなければならない。一年に一、二ヶ所（最大限度三ヶ所）の新國立公園を指定する保存計画と既設國立公園の正当な拡張計画は、この國の大部分の重要地域が保護されるようになるまで継続すべきである。
 - b. 余の任命期間中の準備的調査研究によれば、日本には國立公園の指定に値する地域が既設の十三の國立公園を含めて、十八乃至二十あると思われる。これは日本にとつて無理のない國立公園計画であらう。更に既設國立公園中、瀬戸内海、富士箱根、日光、吉野熊野、霧島、阿蘇及び雲仙國立公園の七ヶ所までに対しては重要な特徴を保護し、又はより適當な管理上の区劃を與えるために若干の拡張を行つて然るべきであらう。
4. 下記の國立公園候補地は厚生省に指定申請されているものである。その位置及び面積は、既設國立公園の拡張申請に対する全一資料と共に日本道路圖（縮尺百万分の一）——その寫の一部はRCRにある——に示してある。

北海道

- a. *洞爺（洞爺湖、支笏湖、登別、定山溪、昭和新山を含む）

本州

- b. 八幡平
c. 磐梯吾妻
d. *三國山脈

九州

- e. 屋久島（*櫻島、*鹿兒島湾の南部海岸一帯及び九州の二つの最南端を含む）

四国

- f. 石 槌

本州

- g. 伊豆半島及び伊豆七島
h. *松島、金華山
i. 奥秩父
j. 隠岐島
k. 島根半島
l. 佐 渡
m. 金剛高野（吉野熊野國立公園の拡張としても考慮される）
n. 白 山
o. 丹後但馬
p. 琵琶湖

九州

- q. *天草島一帯（雲仙國立公園の拡張として考慮される。）
r. 英彦山耶馬溪（阿蘇國立公園の拡張として考慮される。）